

居宅介護支援事業所重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-530-1710 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 澤野 昌代

2. 居宅介護支援事業所 上川原んちの概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	居宅介護支援事業所 上川原んち
所在地	埼玉県熊谷市小島449番地1
介護保険事業所番号	居宅介護支援事業所 (事業所番号 1174601193)
通常の事業の実施地域	熊谷市、深谷市

上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

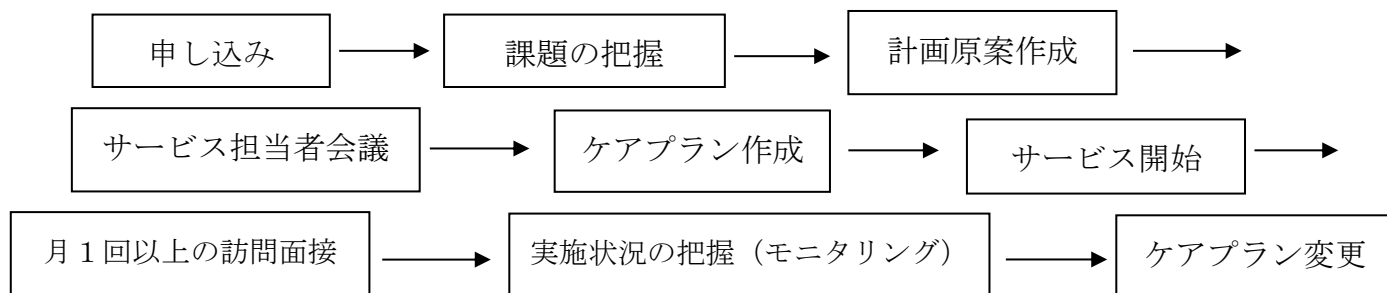
	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般 介護支援専門員兼務	1名
介護支援専門員	名		居宅サービス計画作成等	1名
事務員	1名		事務管理	1名

(3) 営業時間

月曜日～木曜日 午前8時30分～午後5時30分まで

※ただし、12月31日から1月3日までを除く。

3. 居宅介護支援申し込みからサービスまでの流れ



- (1) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることが出来ます。
- (2) 利用者は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

4. 医療との連携

- (1) 利用者が医療機関に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者から利用者に係る情報を受けた時、その他必要と認める時には、利用者の服薬状況、口腔機能等利用者の心身またはせいかつの状況に係る情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

5. 利用料金

(1) 利用料金（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、1か月につき要介護度に応じて金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

	利用料
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護1又は要介護2	11,088 円
居宅介護支援費（Ⅰ）要介護3、要介護4又は要介護5	14,406 円
居宅介護支援費（Ⅱ）要介護1又は要介護2	5,554 円
居宅介護支援費（Ⅱ）要介護3、要介護4又は要介護5	7,187 円
居宅介護支援費（Ⅲ）要介護1又は要介護2	3,328 円

居宅介護支援費（Ⅲ）要介護３、要介護４又は要介護５	4,308 円
---------------------------	---------

※地域区分別１単位当たりの単価１０．２１円（７級地）

（２）加算料金（以下の要件を満たす場合、料金が加算されます）

初回加算	3,063 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,042 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,594 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,126 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,126 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,657 円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,189 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円

※初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が、要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が２区分以上変更された場合に算定します。

※それ以外については該当する場合にのみ算定します。

（３）交通費

当該サービス提供地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要です。

①通常の事業実施地域を越えた地点から片道１０ｋｍ未満 無料

②通常の事業実施地域を越えた地点から片道１０ｋｍ以上 ２５０円

（４）解約料

利用者はいつでも解約することができ、一切の料金はかかりません。

6. 秘密保持

（１）事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法令等によりサービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

（２）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で

同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

7. 虐待防止に係わる取り組み

利用者の人権擁護、虐待の防止等のための利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての従業者がこれらを認識し、指針を遵守して、サービス提供に努めます。

- ・虐待防止委員会を設置し、従業者への周知、徹底の強化をいたします。
- ・虐待防止のための指針を整備いたします。
- ・全従業者に対する虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ・虐待防止のための措置を適切に行うための担当者を配置します。

8. 身体拘束等の適正化に係わる取り組み

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではありません。ただし、利用者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされるなど、「緊急やむを得ない場合」とされるものについては、例外的に虐待に該当しないと考えられます。

- ・身体拘束等については、運営基準に則って運用いたします。
- ・身体拘束適正委員会を定期的の実施し、身体拘束適正化の体制を維持、強化します。
- ・定期的な研修（年1回以上）を実施します。

9. ハラスメントに対する取り組み

事業者は、ハラスメント（従業者間、利用者間、従業者から利用者、利用者から従業者における、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等）を禁止し、予防のための取り組み、発生した場合の対応を適切に講じ、安心できる介護サービスの提供を図ります。ハラスメントの予防及び対策に関連する事象（認知症に関する知識等）の研修を定期的に行い、従業者への周知、啓発に努めます。

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情窓口 担当者 澤野 昌代

電話番号 048-530-1710

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①利用者がお住まいになられている市町村役場 介護保険担当課

熊谷市役所 長寿いきがい課 電話番号 048-524-1111

048-524-1402 (直通)

深谷市役所 長寿福祉課 電話番号 048-571-1211

048-574-8544 (直通)

大里広域市町村圏組合 介護保険課

電話番号 048-501-1330

②埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号 048-824-2568

11. 当社の概要

名称・法人種別 有限会社ナトーライフコンサルタント

代表役職・氏名 代表取締役 森田 俊和

本社所在地 埼玉県熊谷市久保島1000番地

個人情報利用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下の記載する通り必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保健施設に入所されることに伴う必要最小限の情報提供。
- (3) 在宅医療をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供。

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受ける全てのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

有限会社 ナトーライフコンサルタント 御中

令和 年 月 日

<ご利用者様>

住所

氏名

印

<ご家族代表者様>

住所

氏名

印 (続柄)

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<ご署名代行者様>

住所

氏名

印 (続柄)